

基安労発第0831003号

平成18年8月31日

都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

(公印省略)

「石綿業務に従事した離職者に対する特別健康診断事業」に係る広報について

標記について、平成18年8月24日、社団法人全国労働衛生団体連合会(以下「全衛連」という。)と委託契約を締結し、別添「実施要綱」のとおり実施することとし、また、平成18年11月1日から同11月17日までを同健康診断の申請期間とすることとしたので通知する。なお、各都道府県労働局管内における当該事業実施健康診断機関の一覧は後日送付する。

ついては、別添掲載例を参考に、都道府県及び市町村(特別区)広報誌への掲載依頼並びに後日全衛連から送付されるポスター及びリーフレットの都道府県、市町村(特別区)、保健所及び地域産業保健センター等への配布等依頼による広報方、宜しく願います。

また、同事業の実施に伴い、後日当課から送付するリーフレットを活用する等、健康管理手帳制度の周知についても併せて願います。

石綿業務に従事した離職者に対する特別健康診断事業実施要綱

1 通則

石綿業務に従事した離職者に対する特別健康診断事業は、厚生労働省から示された石綿業務に従事した離職者に対する特別健康診断事業委託要綱によるほか、本実施要綱に定めるところによる。

2 目的

過去に石綿を製造し、又は取り扱う作業に従事し、当該作業に従事していた事業場の廃業等何らかの理由により石綿健康診断を受診できない者に対して無料で健康診断を実施することにより健康管理を図るものとする。

3 健診事業の対象者

健診事業の対象者は、石綿を製造し、又は取り扱う作業に従事して退職した者のうち、以下の全ての項目を満たし、自ら関係健診機関へ申し込んだ者とする。

- ① 石綿に係る健康管理手帳を所有していないこと。
- ② 従事していた作業が特定できること。
- ③ 初回ばく露から10年以上経過していること。
- ④ 以前石綿作業に従事していた事業場が廃業や倒産、退職者に対する健診の実施を拒否等の理由で石綿健診を受診できない状況にあること。

4 健康診断の種類

健康診断の対象となる健診は、石綿健診であり、第一次健診（胸部エックス線直接撮影及び問診）・第二次健診（らせんCT及び業務歴の調査等）である。

5 委託契約

受託者は、厚生労働省から提出された健診事業実施予定人員等に基づき実施計画を策定し、厚生労働省と協議の上、委託契約を締結するものとする。

6 健診事業実施期間

本健診事業の実施期間は、平成18年8月24日から平成19年3月30日までとする。

7 健診班の編制

(1) 健診班名簿等の提出等

- ① 受託者は、健診事業を実施するため、関係健診機関に健診班の設置を要請する。
- ② 関係健診機関は、前記①の要請に基づき健診班長、診療放射線技師等による健診班を編制し、平成18年10月31日までに受託者に提出すること。
- ③ 健診班長は、医師とすること。
- ④ 関係健診機関は、同時に複数班で健診事業を実施する場合、健診班長の代わりにそれぞれの健診班の責任者として医師である副班長を選任すること。

(2) 健診班の委託と受託手続き等

- ① 受託者は、前記(1)の②の健診機関から提出された健診班名簿等を審査した結果、適切と認める場合、健診事業の実施について、「委嘱状」により委嘱するものとする。
- ② 前記①の委嘱状を受理した健診班が委嘱を受諾した場合には、「請書」に所要の事項を記入の上、受託者へ提出すること。
- ③ 関係健診機関は、委嘱後、前記(1)の②の規定に基づき、受託者に提出した健診班名簿等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに受託者に対して書面(書式は任意)による通知すること。

8 健診事業実施計画

受託者は、前記5の委託契約に基づき、請書を受理した健診班ごとに健診事業実施計画を作成し、送付するものとする。

9 健診費

健診費の算出基準額は、別表(受託者から提出を受けるものとする)のとおりとする。

10 健診班健診事業実施計画

健診班においては、健診事業実施計画に基づき健診班健診実施計画を策定する。

11 健診実施通知

健診の申込者は、申込書に自記式問診票を添えて申し込むこととしているので、健診班は申込書により前記3の対象者に該当するかを判断し、該当者に対しては、実施日時、場所等を通知し、非該当者に対しては、今後実施が

予定されている住民健診の対象となりうることを通知すること。

12 健診事業の実施

- (1) 健診班は、本要領による検査項目を必ず実施すること。
- (2) 健診班が健診事業を実施した場合、その証拠書類として、受診者には受診受付簿にそれぞれ所要の事項(受付年月日等)を記入させ、担当医師がその確認として記名押印すること。

13 健診実施後の受診者への通知

健診班は、健診終了後、その結果を速やかに受診者へ通知するとともに、受診受付簿に通知年月日を記入すること。

なお、二次健診が必要な者については、結果とともに、二次健診の日時、場所等も併せて通知すること。

14 健診事業実施計画の変更

健診班は、受託者より示された健診事業実施計画について、受診希望者が当初予定より大幅に増減がある場合には、速やかに受託者と調整し、健診事業実施計画変更申請書により申請し、承諾を受けること。

15 健診事業実施報告書

健診班は、健診事業が終了したときは、速やかに健診事業実施報告書を受託者宛て報告すること。

なお、健診事業実施報告書には、受診受付簿と問診票を添付すること。

16 経費の請求

- (1) 経費の請求は、健診班から受託者に対し健診事業実施報告書提出に併せて行うこと。
- (2) 経費の請求期限
経費の請求期限は、平成19年2月28日とする（期限厳守）
- (3) 経費の請求書類の提出先
(委託者の住所及び名称)

17 健診事業実施予定人員

全国で28,423人(推計)

- * 原則として、申請が健診事業実施予定人員を超過した場合でも、予定経費の範囲内で事業を継続すること。

18 予定経費

198, 210 千円

掲載例

石綿業務に従事した離職者に対する特別健康診断事業

1 目的

過去に石綿を製造し、又は取り扱う作業に従事し、事業場の廃業等何らかの理由により石綿健康診断を受診できない退職者に対して、無料で健康診断を実施することにより健康管理を図るものです。

2 対象者

石綿を製造し、又は取り扱う作業に従事して退職した方で、以下の全ての項目を満たしている方。

- ① 従事していた作業が特定できること。
- ② 初回ばく露から10年以上経過していること。
- ③ 以前石綿作業に従事していた事業場が廃業や倒産、退職者に対する健康診断を拒否等の理由で石綿健康診断を受診できない状況にあること。
- ④ 石綿に係る健康管理手帳を所有していないこと。

* 申請された方全員が受診できるとは限りません。

3 問い合わせ先、申請場所

〇〇労働衛生協会（〇〇市〇〇町〇—〇—〇 電話〇〇〇—〇〇〇〇〇）

* 申請に際し、事前に申請書を入出し、申請者本人が記入してください。

4 受付期間

平成18年11月1日（水）～11月17日（金）

〇〇労働局労働基準部安全衛生課（電話〇〇〇—〇〇〇〇〇）